

未移行幼稚園に通うお子様の保護者の皆様へ

国分寺市子ども家庭部保育幼稚園課

施設等利用費の給付請求のお手続きについて（ご案内）

令和8年度前期分（令和8年4月～令和8年9月）

平素より当市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園の満3～5歳児クラスの子どもの利用料が無償化されました。無償化の内容や給付方法については、幼稚園の種類や自治体により異なりますが、未移行幼稚園*で教育時間部分の給付方法を法定代理受領としている幼稚園については、以下のとおりとなります。

内容をご確認のうえ、記入例などを参考に請求書を記入し、必要書類を取り揃えてご提出くださいますようお願いいたします。

*「未移行幼稚園」は子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園のことを指します。

1. 無償化の内容

	内容
新1号認定の方*1	教育時間部分（法定代理受領）
	25,700円/月まで無償（施設が保護者の代わりに市に請求）
新2号・新3号認定の方*1 （保育の必要性の認定事由に該当する子ども）	教育時間部分（法定代理受領）
	25,700円/月まで無償（施設が保護者の代わりに市に請求）
	教育時間部分に加え、幼稚園の預かり保育を利用する場合（償還払い）
	3～5歳児クラスの子ども 1日あたり450円まで、月額11,300円を上限として無償*2
	市民税非課税世帯の満3歳の子ども 1日あたり450円まで、月額16,300円を上限として無償*2

*1 認定の種別は施設等利用給付認定通知書をご確認ください。（確認方法は、4ページの「認定番号・認定種別確認方法」をご覧ください。）お手元に認定通知書がない場合は、国分寺市保育幼稚園課入園相談係 042-312-8648（直通）までお問い合わせください。

*2 預かり保育を実施していない場合や、実施時間等が少ない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）には、預かり保育の利用料に加えて、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用料についても無償化の対象となります。無償化上限月額11,300円または16,300円から、幼稚園の預かり保育の利用料を差し引いた額が認可外保育施設等の無償化上限額となります。（施設によって預かり保育の実施状況が異なりますので、所在自治体のホームページまたはご利用の施設にお問い合わせください。）

なお、認可外保育施設の保育料無償化の経過措置の終了に伴い、令和6年10月以降、国が定める指導監督基準を満たさない施設は保育料無償化対象外となりますので、ご請求の際はご注意ください。

2. 給付請求ができるもの

新1号認定の方

① 教育時間部分の施設等利用費

施設が保護者の代わりに市へ請求しているため、保護者の手続き等は不要です。

新2号認定、新3号認定の方

① 教育時間部分

施設が保護者の代わりに市へ請求しているため、保護者の手続き等は不要です。

② 幼稚園の預かり保育などの施設等利用費

ご利用の実績がある場合、市へご請求ください。

※ご利用がなければご請求（請求書および領収証のご提出）は不要です。

3. 提出していただく書類（書式は施設または市ホームページから入手できます。）

No.	書類名	新2号または 新3号認定	備考
1	施設等利用費請求書（様式第3号）預かり保育部分	○	ご利用実績がある場合、ご請求ください。
2	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証	○	「領収証兼特定子ども子育て支援提供証明証」として1枚で発行される場合があります。
3	特定子ども・子育て支援提供証明書	○	
4	活動報告書	ファミサポご利用の場合 ※対象施設の場合のみ	
5	委任状	認定保護者以外の口座指定のみ（お子様口座指定不可）	



預かり保育の請求書は別添の記入例を参考にご記入ください！

4. 提出方法及び提出期間

STEP
1

請求書の入手

【請求書配布場所】ご利用の施設または国分寺市保育幼稚園課（国分寺市役所2階）

* 市ホームページからダウンロードもできます。ページ番号検索【1020864】

STEP
2

請求書の作成と提出

記入例を参考に請求書を作成、施設から発行された領収証等を添付し、別添の返信用封筒にて国分寺市保育幼稚園課までご提出ください。（施設で取りまとめた案内がありましたら施設へご提出ください。施設へ提出する際の切手は不要です。）

- * 振込先口座は認定保護者の口座を指定願います。認定保護者以外の口座を指定する場合は必ず委任状を添付してください。なお、お子様の口座は指定できません。
- * 施設によって領証等の発行に時間がかかる場合があります。お早めにご利用の施設にご相談ください。

【請求書類の提出期間】

- ・施設へ提出する場合：施設の締切りに従ってください。
- ・市へ提出する場合：令和8年10月1日（木）から10月20日（火）まで
 - * 期限内にご提出ください。なお、各月の利用に対する請求権は翌月1日から2年を経過すると消滅します。

STEP 3

給付

書類審査後に請求書に記載のあった金融機関の口座へ施設等利用費を振り込みます。

【支払い予定時期】

令和8年11月頃

- * 請求書類に不備等がある場合、給付時期が遅れることがありますのでご了承ください。

5. その他留意事項

- (1) 月額上限額の25,700円を超える費用（入園料・保育料）については無償化後も保護者負担です。
国分寺市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の申請により補助を受けることができます。詳細は4月に園経由で配布しています「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金申請のお知らせ」にてご確認ください。申請書を提出していない方は、至急提出をしてください。申請をされた方の補助金は、本状でご案内している施設等利用給付教育時間部分と同様に、施設が市へ請求し法定代理受領します。
- (2) 請求書は今期用に施設から配布されたもの、または国分寺市HPに掲載されている様式を使用してください。様式が一部変更されているため、旧様式でご提出の場合、再提出をお願いすることがあります。
- (3) 年収360万円未満相当世帯および全ての世帯の（小学校3年生までの年長の子から数えて）第3子以降のお子さんの副食費（おかず代）相当額として月額上限5,100円を給付します。詳細につきましては、市ホームページ等をご確認ください。
- (4) 請求書審査の際に市から連絡することがありますので、予めご了承ください。

*ご提出・お問い合わせ先

■請求書連絡先

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 国分寺市 子ども家庭部 保育幼稚園課 給付管理係

■お問い合わせ先 受付時間 平日8:30～17:00

- ・請求書関係 給付管理係 042-312-8649
- ・認定関係 入園相談係 042-312-8648

認定番号・認定種別確認方法

様式第19号（第15条関係）

185-8501
東京都国分寺市泉町二丁目2番18号

国分寺 ホチ夫 様

国 子 保 発 第NNNNNN号
令和7年7月18日



施設等利用給付認定決定通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、決定いたしましたので通知いたします。

請求書類の認定番号はこちらの数字をご記入ください。

認 定 番 号	*****	
子 ども	フリガナ	コクブンジ ホチコ
	氏 名	国分寺 ホチ子
	生 年 月 日	令和*年*月*日
保 護 者	住 所	国分寺市泉町二丁目2番18号
	フリガナ	コクブンジ ホチオ
	氏 名	国分寺 ホチ夫
	生 年 月 日	昭和*年*月*日
	保育必要性の事由	就労
決 定 年 月 日	令和7年6月20日	
認 定 区 分	新2号認定	
認 定 有 効 期 間	令和7年7月1日～令和8年3月31日	
この決定に不服がある場合は、この通知を受けたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます。 認定書類の認定種別はこちらの数字をご記入ください。 ●第30条の4第2号 または 第30条の4第3号 →新2号認定 または 新3号認定 ※預かり保育部分の無償化対象は、新2号認定、新3号認定を受けている方のみです。		
〒185-8501 東京都国分寺市泉町二丁目2番18号 国分寺市保育幼稚園課入園相談係 TEL 042-312-8648		